

第195回：B—52ストラト・フォートレス発進

4—5年前のことだが、さるところより月2回のペースで中国の政治動向に関するレポートを連載してくれと頼まれたがお断りしたことがある。当時の中国といえば、リーマンショックによって萎みかけた世界経済の牽引役として八面六臂の活躍を見せていたころであり、経済面や金融面では書く材料には事欠かなかったものの、政治問題と云えば反日問題くらいしかなく、月に2回も連載を続ける自信がなかったのである。

いまになって断ったのを大変後悔している。当時の尖閣諸島紛争も、遠く離れた外国から見れば極東の局部的領有権争いとしか映らなかったかもしれないが、中国の島嶼問題はその後、南シナ海のスプラトリー諸島でも噴火してフィリピンやベトナム、ブルネイ等を巻き込む紛争に拡大発展しつつあり、経済の大国化を背景とする中国のヘゲモニー志向が、アジアの安全保障を脅かす大きな攪乱要因となりつつある。いま中国に関する政治コラムのネタは、いくらでも転がっていると云うわけだ。

さてその尖閣諸島問題で、中国は一向に譲歩の姿勢をみせないどころか、今月の下旬には尖閣諸島を含む東シナ海に防空識別圏(ADIZ)を設定する挙に出た。時あたかも、日本の同盟国であるアメリカは駐節日本大使にキャロライン・ケネディ女史を派遣し、彼女は着任早々東北の被災地を訪れる等、精力的に日米の関係強化に動き始めている。丁度そのタイミングで勃発した中国の挑発行為に対し、ホワイトハウスではケリー国務長官と、ヘーゲル国防両長官が直ちに、東シナ海上空に中国が設定したADIZに「強い懸念」を表明した。これで日本も少し安心したわけだが、米国の行動は素早かった。26日には戦略爆撃機B—52をグアムから2機発進させ、中国が設定したADIZ圏内で無通告の飛行訓練を行った。中国はADIZにおいて識別に適切な協力をしない航空機に対し「防衛的な緊急措置」を取ると警告しており、これは「中国の縄張りに勝手に侵入したら解放軍の防空ミサイル網が警戒態勢を取る」という意味である。これに対して、米軍は中国の恫喝に一歩も引かず、①戦略爆撃機で、②しかも識別し易い超大型機を、③戦闘機の護衛なしで、④嘉手納からではなくグアムから、⑤中国への事前通告なしに発進させたのである。戦略爆撃機の「戦略」とは「核ミサイルを搭載して長距離爆撃できる」と云う意味だ。B—52の戦闘範囲は約8000キロ、グアムから3時間くらいで尖閣上空に到着可能である。但しそのB—52だが初飛行に成功したのは1952年、つまり習近平が生まれる一年前のことで、そろそろ軍事博物館に入れようかと云う旧型機である。米軍は北朝鮮有事のためにB—52を何機かグアムに配備しているようだが、それ以外にも最新のステルス爆撃機B—2も当然配備している。但しB—2を東シナ海に飛ばすと中国のお粗末なレーダー網では捕捉できず、中国が「越境」に気付かなければデモの意味がないので、わざわざ旧型機を飛ばしたのだろう。

ADIZとは、第2次世界大戦後に、米国が中心的役割を果たして築き上げた国際秩序のシンボルのような存在であり、ジェームズ・ショフ元国防総省上級顧問が読売新聞の取材に対し、「今回のB—52の飛行は、80%は米国自身のため、20%が日本のため」と回答したのは、正にその通りだ。報道によると米軍の行動は日本にも事前連絡がなかったようだ。

人民解放軍のアナリストも馬鹿鹿でもない限り分かっているはずだ、「嘉手納から対潜哨戒機のP—3や

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

P-8を飛ばすのと、グアムから戦略爆撃機のB-52を飛ばすのでは、その警告の度合いが全く異なる」と云うことを。今回の米軍の飛行に対し、解放軍は警告を発しなかったというが当たり前だ。彼我の実力差はマフィアとチンピラ以上に開いており、もし解放軍機がB-52に警告を発したければ、最高司令官クラスの許可が必要になるだろう。中国国防部の報道官は、28日の記者会見で「日本は44年前の1969年に防空識別圏を設定した。日本側が中国の防空識別圏の設定にとやかく言う権利はない」と反発した上で、「もしも撤回しろと言うのなら、日本側がまず撤回すべきだ。そうすれば、中国も44年後に撤回を検討する」と主張したが、この妄言を聞くと、いま党はホントに軍をコントロールできているのか、ちょっと心配になる。

今回のB-52出動は日本にとって朗報である。日本にはかねてより、もしも日中が尖閣諸島で軍事衝突した場合、米国は「日米安全保障条約の適用範囲」とは云いつつも、最終的には距離を置くのではないかという拭い難い懸念があった。しかし、今回米軍が中国本土への打撃力を持つB-52ストラト・フォートレスを発進させた事実は中国への強い警告であると同時に、日本国内の懸念に対し米国は行動で回答したことを意味する。因みに、このたび米海軍太平洋艦隊司令長官に着任し、極東有事の際の最高指揮官を務めるハリー・ハリス海軍大將は横須賀生まれの日系人(母親が日本人)である。

来年は日本にとり運氣上昇の年になるだろう。国内情勢は福島原発の処理問題を除けば総じて悪くない。アベノミクス開始と共に円高の調整が始まり、株高もほぼ順調に進んでいる。経済面の最大のハードルは日銀が目指す適度なインフレが達成できるかどうかにかかっており、そのためには企業の賃上げ実現と、消費増税の影響克服という障害を越える必要があるが、実現は可能である。

唯一日本の喉に刺さった小骨が、尖閣諸島と朝鮮半島に逆巻く荒波、即ち大陸と半島の地政学リスクだ。国際間の矛盾を外交によって解決するのは当然だが、中国が要求するバイラテラルの交渉方式に従う必要はない。南沙諸島のように関係当事者が多数存在する問題は、国際社会全体で広く協議する方がフェアな場合もある。外交交渉がデッドロックに乗り上げたときは、国際紛争が何らかの偶発事件に引火しないよう万全の注意が必要だが、外交責任者の知的水準も大切だ。むかし日露の鬨端が開かれる直前の交渉で、日本側が最後まで丁寧で紳士的な外交姿勢を貫いたのは、衣の下の鎧を隠す必要があったからであった。逆のロジックだが、米軍が戦略爆撃機B-52を飛ばしたのは、是が非でも平和裏に問題解決を図ろうと云うシグナルなのである。この程度の外交常識を習近平法学博士は当然理解していると思うが。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

平成25年11月29日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号
日本証券業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①株式の手数料等およびリスクについて

- 国内株式の売買取引には、約定代金に対して最大1.2075%（税込み）（約定代金が260,869円以下の場合、3,150円（税込み））の手数料をいただきます。国内株式を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。

国内株式は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

- 外国株式等の売買取引には、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して最大0.8400%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

外国株式は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②債券の手数料等およびリスクについて

- 非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスク及び為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

③投資信託の手数料等およびリスクについて

- 投資信託のお取引にあたっては、申込（一部の投資信託は換金）手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。

投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

④株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

- 株価指数先物取引には、約定代金に対し最大0.0840%（税込み）の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
- 株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大4.20%（税込み）（約定代金が2,625円に満たない場合は、2,625円（税込み））の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をよくお読みください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。